

諮問番号：令和5年度諮問第11号
答申番号：令和5年度答申第26号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年2月26日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁は、令和3年1月28日に審査請求人が行った保護開始申請（以下「本件申請」という。）の時点において、〇〇〇〇銀行（以下「A銀行」という。）の預貯金額が368,000円存在し、これは審査請求人の世帯の最低生活費である115,320円を上回っているので、法第8条により必要が認められないので本件申請を却下したと主張する。

しかし、審査請求人のA銀行の預貯金額は本件申請の時点で365,000円である。これを3,000円を多額に言っているのみの旨言うかと考えるが、そのような解釈をすべきではない。

審査請求人は、令和2年10月に交通事故に遭遇して入院し、同年12月に退院する迄の期間に〇〇〇〇〇〇〇〇〇を発症し、この部位の手術をしなければならないことになり、令和3年の初めから医療機関で同部位の手術の為の検査を受け、同年2月に結果を教わることになっていたところ、審査請求人の体調の不調により、検査結果の受診に行けず、現在、同年4月に入り、これらの手術を含めた入院治療を受けようとしているところである。

したがって、保護が開始されなければ、これらの入院治療は金員の負担を強いられるものとなるから、処分庁は、今現在の所持金で賄えるか否かの点を考慮しなければならない。

以上により、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人が行った本件申請について、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第10に基づき生活保護が必要か否かの判定を行ったところ、審査請求人世帯のA銀行の預貯金額が本件申請の時点で368,000円あり、審査請求人世帯の最低生活費115,320円を上回っているため、法第8条によれば保護が必要であると認められないとして、令和3年2月26日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 次官通知第8の1(4)のとおり、収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとされている。

審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の資産は現金678円である旨申告したが、処分庁の調査により、本件申請の時点において、審査請求人のA銀行の口座残高が368,000円であることが判明したことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人からA銀行の通帳については令和2年5月頃に盗難にあったと聴取したが、処分庁が行ったA銀行への調査により、令和3年2月18日まで口座凍結されず、継続的に処分庁の所管区域内若しくは処分庁の隣の所管区域で入出金を確認できること等といった事項が判明したことから、本件申請の時点では、審査請求人の意思にて預貯金の入出金が可能な状態であり、A銀行の口座残高を審査請求人の保有資産であると判断したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の資産状況について、必要な調査を行い、審査請求人のA銀行の口座残高を把握していることから、次官通知第8の1(4)に照らし、処分庁の手續に不合理な点は認められない。

(3) 次官通知第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世

帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

処分庁が行った要否判定において、本件申請の時点における審査請求人のA銀行の口座残高が368,000円であり、審査請求人の年金収入と合わせると、要否判定における審査請求人の収入充当が427,189円であることから、審査請求人の収入充当額は、審査請求人の最低生活費である124,672円を上回っていることが認められる。

したがって、審査請求人世帯の最低生活費と収入充当額とを対比した要否判定の結果、審査請求人に保護が必要であると認められないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、決定理由は、審査請求人世帯のA銀行預貯金全額が審査請求人世帯の最低生活費を上回って本件申請の時点で368,000円存在するため、処分庁が本件処分を行ったと言うが、審査請求人の預貯金残高は令和3年1月28日時点で365,000円であり、これを金3,000円を多額に言っているのみの旨言うかと考えるが、そのような解釈をなすべきものではない旨主張する。

審査請求人は、本件申請を行った令和3年1月28日に、審査請求人のA銀行の口座からお金を2回引き出しており、この2回の引き出しが、審査請求人が処分庁に対して本件申請を行う前か後かについて判然としないうが、いずれにしても、審査請求人の保護の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないことから、審査請求人の主張は失当である。

- (4) なお、要否判定書における審査請求人の最低生活費は124,672円との記載がある一方、本件処分の通知書には、「あなたの世帯の最低生活費115,320円」との記載があり、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費に誤りが認められる。

しかしながら、審査請求人の収入充当額が審査請求人の最低生活費を上回っていることに変わりはなく、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費に誤りがあることが、審査請求人の保護の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないことから、本件処分を取り消すほどの瑕疵があるとまではいえない。

処分庁においては、被保護者に対し処分を行うにあたって、処分の理由について、適切な表記を行うべきであり、今後、同様のことが無いよう留意すべき旨付言する。

- (5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- (6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年 9月12日	諮問書の受領
令和5年 9月19日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月3日 口頭意見陳述申立期限：10月3日
令和5年10月12日	第1回審議
令和5年11月13日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第29条第1項柱書は、「保護の実施機関（中略）は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき（中略）銀行、信託会社（中略）に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者として第1号及び第2号を定めている。そのうち第1号は、「要保護者（中略）氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況（後略）」と定めている。
- (4) 次官通知第8の1（4）は、「収入の認定にあたっては、（中略）当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。
- (5) 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、（中略）認定した収入（中略）との対比によって決定すること。（後略）」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年1月28日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の一人世帯として保護の開始を求める本件申請を行った。

本件申請において添付された「資産申告書」には、現金678円を所有する旨及び預貯金先としてA銀行名が記載されている。

- (2) 令和3年2月1日付けで、処分庁が、A銀行に対して法第29条に基づく調査として、審査請求人の預貯金の有無を照会したところ、同月26日、A銀行から回答書（以下「A銀行回答書」という。）が提出された。

A銀行回答書には、①同年1月27日（本件申請の前日）、1,000円が引き出された後、通帳の残高が368,000円になった旨、②翌28日（本件申請の日）、審査請求人の口座から3,000円が2回に分けて引き出された旨、③同月31日から同年2月18日までの間に11回にわたって、処分庁の所管区域内若しくは処分庁とは異なる保護の実施機関（以下「B実施機関」という。）の所管区域内等の取扱店において、1回を除いて各1,000円が引き出された旨、が記載されている。

- (3) 令和3年2月26日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の会議記録票には、ケースの状況及び経過を記載する欄に、「(前略) [B実施機関] にて保護受給するも、家賃不払いにつき契約解除となり (中略) [処分庁の所管区域内] にて居宅を構え令和3年1月28日付け申請 [本件申請] となる。資産調査を行うにあたり (主) [審査請求人] から (中略) [A銀行] の口座所有について、聞取りをしているが (主) から通帳等の提示がないため、(中略) [A銀行] へ29条照会を実施し (中略) [たところA銀行回答書が届き、審査請求人名義の] 貯金口座残高が申請日時時点で368,000円あることが確認できた。また、(主) から (中略) [A銀行] の通帳について盗難され、警察や (中略) [A銀行] へ相談したとの申出があったが、年金や (中略) [B実施機関] における保護費の入金や継続的な出金があるため、(主) の保有資産と判断される。(主) の最低生活費は115,320円であり、(中略) [A銀行] の貯金残高を踏まえ外来医療費の限度額 (8,000円) を見込んだうえで要否判定を行ったも結果否となった。」と記載されている。

決定(決裁)年月日が令和3年2月26日の要否判定書には、「否(却下)」、
「最低生活費 (現在支払っている医療費の自己負担額を計上) 最低生活費
生活費 年齢 75 性別 男 第1類 43,010 計 43,010
円 第2類 28,890円 冬季加算 3,420円 生活費 75,

320円 住宅費 40,000円 国民健康保険額見込(月額) 1,352円 医療費見込(月額) 8,000円 ①合計 124,672円」、「R2年度後期高齢者年額:16,233円 16,233円÷12月=1,352円」、「金額 年金収入 59,189円 その他(A銀行預金残高) 368,000円 ②収入充当額 427,189円」、「①の額 124,672円-②の額 427,189円=▲であれば要保護、▽であれば却下 ▽302,517円」と記載されている。

(4) 令和3年2月26日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。

本件処分の通知書には、却下の理由として、「(前略)〔本件申請〕について、(中略)〔次官通知〕第10に基づき生活保護が必要か否かの判定を行ったところ、あなたの(中略)〔A銀行〕の貯金額が申請日時点で368,000円あり、あなたの世帯の最低生活費115,320円を上回っているため、生活保護法第8条によれば保護が必要であると認められないことから、保護の申請を却下します。」と記載されている。

(5) 令和3年3月1日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 前記1(3)のとおり、法第29条第1項柱書は、「保護の実施機関(中略)は、保護の決定若しくは実施(中略)のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき(中略)銀行、信託会社(中略)に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者のうち第1号は、「要保護者(中略) 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況(後略)」と定めている。

また、前記1(4)のとおり、次官通知第8の1(4)において、要保護者が保護の開始を申請した際の収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとしている。

(2) 前記2(1)から(4)のとおり、審査請求人は、令和3年1月28日に審査請求人の資産は現金678円である旨申告し、本件申請を行ったが、処分庁は、法第29条に基づく調査を実施し、A銀行回答書において、本件申請の時点における審査請求人の預貯金残高が368,000円であることを確認したことから、当該預貯金を審査請求人の資産と判断し、当該預貯金が審査請求人世帯の最低生活費124,672円を上回る額であるため、法

第8条により、保護が必要であると認められないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

また、前記2(3)のとおり、処分庁は審査請求人からA銀行の通帳は盗難にあったと聴取したものの、前記2(2)のとおり、A銀行回答書において、令和3年2月18日まで、継続的に処分庁の所管区域内若しくはB実施機関の所管区域で出金されており、口座凍結されていないことが確認できることから、処分庁は、本件申請の時点では、審査請求人の意思において預貯金の入出金が可能な状態であり、A銀行の口座残高を審査請求人の保有資産である、と判断したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の資産状況について、法第29条に基づいて必要な調査を行い、審査請求人のA銀行の口座残高を把握していることから、次官通知第8の1(4)に照らし、処分庁の手に不合理な点は認められない。

- (3) また、前記1(5)のとおり、次官通知第10において、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

前記2(2)、(3)のとおり、処分庁が行った要否判定において、本件申請の時点における審査請求人のA銀行の口座残高が368,000円であり、審査請求人の年金収入と合わせると、要否判定における審査請求人の収入充当が427,189円であることから、審査請求人の収入充当額は、審査請求人の最低生活費である124,672円を上回っていることが認められる。

したがって、審査請求人世帯の最低生活費と収入充当額とを対比した要否判定の結果、審査請求人に保護が必要であるとは認められないとした処分庁の判断には、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、決定理由は、審査請求人世帯のA銀行における預貯金全額が審査請求人世帯の最低生活費を上回って本件申請の時点で368,000円存在するため、処分庁が本件処分を行ったと言うが、審査請求人の預貯金残高は令和3年1月28日時点で365,000円であり、これを金3,000円を多額に言っているのみの旨言うかと考えるが、そのような解釈をなすべきものではない旨主張する。

審査請求人の主張の趣旨は必ずしも明白ではないものの、前記2(2)のとおり、本件申請を行った令和3年1月28日に、審査請求人は、A銀行の審査請求人の口座から3,000円を2回に分けて引き出しており、この2回の引き出しが、審査請求人が処分庁に対して本件申請を行う前か後かについて判然としないが、預貯金額を368,000円とするか365,000円と認定するかにかかわらず、審査請求人の保護の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないことから、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、審査請求人がり患する疾病の入院治療を目指しており、処分庁は、審査請求人の所持金で賄えるか否かの点を考慮しなければならない旨主張する。

しかしながら、前記2(3)のとおり、要否判定書には、医療費見込(月額)8,000円(70歳以上の住民税非課税世帯の外来一月の自己負担の上限額と同額)と記載されていることが認められる。そうすると、処分庁は、本件申請に係る要否判定において、本件申請の時点で審査請求人が通院加療中であることを踏まえて最低生活費を算出しているといえることから、処分庁の取扱いに取り消すべきほどの不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(4)以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分の通知書における理由の記載について疑義があるため、以下、付言する。

前記第5の2(3)のとおり、本件申請に係る要否判定書には、審査請求人の最低生活費は124,672円と記載されている一方で、本件処分の通知書には却下の理由の欄に、審査請求人の最低生活費は115,320円と記載されており、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費に誤りが認められる。

確かに、本件処分の通知書における最低生活費の記載の誤りは、本件申請の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないものの、前記第5の1(4)の次官通知第10に示されているとおり、最低生活費の額は、保護の要否を判定する際の基準となるものであるから、金額の多寡に関わらず、重大な誤りであると言わざるを得ない。

処分庁は、保護開始申請に対する処分を行うにあたって、正確な処分の理由を要保護者に示すべきであるから、審理員の意見と同様、当審査会としても、処分庁には、今後、同様のことが無いよう留意すべきことを付言するものである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲